



リーガルサポート再生のための基本方針に基づく 研修制度改革の実施

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 恒松 史帆

1 はじめに

2016年9月、当法人の会員による横領事件その他の不祥事に関して、事実の徹底解明及び当法人の信頼回復と再発防止のための方策を策定することを目的とした調査を行うために「法人業務適正検討有識者会議」が設置され、その調査結果として「法人業務適正検討有識者会議報告書」（以下「有識者会議報告書」という。）がまとめられた。それを受け、2017年5月12日、当法人は「リーガルサポート再生のための基本方針」を定めた。本稿では、「リーガルサポート再生のための基本方針」における研修制度改革の実施状況について報告する。

2 「リーガルサポート再生のための基本方針」における研修制度改革の概要

「有識者会議報告書」では、当法人の会員の業務体制の基準を設け、その指導の一環として研修を行うという意識を持つべきであるとの指摘があった。また、支部ごとの研修内容や研修方法のばらつきへの対処や、一定程度の質を担保できる仕組みの検討等が課題として挙げられた。そこで、研修制度改革として次の2つの新たな施策を打ち出した。

①意見交換（ディスカッション）型の研修形式の導入

研修の受講効果を図り、また研修課題に対し意見交換をすることで理解の深度化を進めるため、意見交換（ディスカッション）型の研修形式（以下「ディスカッション形式による研修」という。）の導入を図る。具体的な研修の実施方法は支部の現状に合わせて企画することとし、本部では、モデルとなるような研修企画を早期に作成して支部に案内する。

②後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載要件の研修単位の増加

各名簿への新規登載のための研修（以下「新規研修」という。）に必要な研修実施要綱中「必修科目表」を見直す。また、「有識者会議報告書」において当法人の会員の「会計の基準等」に関する知識不足を指摘されたことを受け、今後は研修科目として導入していくこととする。また、成年後見制度に関する新たな法制度の知識の習得については、各名簿の登載更新のための研修（以下「更新研修」という。）の必要単位を増加することにより補うこととする。さらに、「執務基準」の完成次第、その内容に関する研修を実施する。以上のとおり研修カリキュラムの充実を図る結果として、新規研修及び更新研修について必要な単位数の見直しを行う。

3 研修制度改革の施策の具体的な実施について

①規程・要綱等の改正

ディスカッション形式による研修の導入及び研修単位数の増加にあたり、必要な規程・要綱等の改正を行った。具体的には、2018年3月の理事会において、「研修規程」、「研修実施要綱」及び「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」の改正が承認され、同年4月に施行

となった。なお、「研修実施要綱」については、同年7月にディスカッション単位という表現を改めるための改正がなされている。また、同年8月、新規研修カリキュラムの変更を行い、「保佐、補助、監督の基礎実務」を「保佐、補助の基礎実務」と「後見等監督の基礎実務」に分離し、また、「成年後見の基礎実務①②」から分離して「成年後見等の事件終了の基礎実務」を新設した。これにより、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿への新規登載には15科目22単位以上、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿の更新を受けるためには2単位以上のディスカッション形式による研修を含む15単位以上の取得が必要となった。

②ディスカッション形式による研修モデルの企画

制度改善検討委員会及び高齢者・障害者等虐待防止委員会と共同でディスカッション形式による研修モデルを企画した。2018年11月、「後見人の行動指針から考える後見業務のあり方」及び「高齢者虐待に対応するための基礎知識～養護者による虐待を中心に～」とのテーマでディスカッション形式による研修の撮影を行い、翌年3月に各支部に研修用録画DVDを配付した。

③ディスカッション形式による研修の代替研修の検討

研修実施要綱において、ディスカッション形式による研修について、健康上の理由や交通事情等のやむを得ない理由により受講することができない会員に対し、ディスカッション形式による研修に代わる代替研修を行うことが予定されていることから、レポート提出を要件とする課題検討形式の代替研修を策定した。2019年6月、代替研修2題を支部へ配付し、代替研修1題につき1000字以上のレポートの提出を要件として更新単位1単位を付与することとした。

④「執務基準」に関する研修及び成年後見制度利用促進法対応としての研修の実施

「有識者会議報告書」において執務基準の制定の要請をうけ、執務管理部門において「執務基準」及び「執務基準ガイド」を策定した。2018年4月、研修実施要綱において必修科目と定める「指定研修」として、当該執務基準に基づき、会計基準を含む財産管理業務、身上保護業務等について研修を行った。また、「成年後見制度利用促進基本計画」の理解促進のために、2019年6月、「成年後見制度利用促進基本計画後の「後見の専門職」の執務の在り方について」をテーマに、同じく指定研修を行った。

4 今後の課題

現在、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、各地域においてその体制整備をするために様々な施策が推進されているが、その施策の実現に向けて、2019年5月、基本計画に係るKPI（2021年度末の目標）が設定され、公表された。基本計画の工程表における「利用者がメリットを実感できる制度の運用」については、成年後見人等に対する意思決定支援研修の実施が目標として定められている。みずほ情報総研株式会社が厚生労働省から受託している調査研究事業における「意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するワーキンググループ」では、専門職後見人向けの意思決定支援研修のカリキュラムが検討されている。その中で、意思決定支援の基本的な考え方について理解するための国研修が行われたあとの養成研修や発展的な内容についての研修は、各専門職団体に委ねられている。当法人としても国研修の内容を踏まえた上で意思決定支援に関する研修を企画するとともに、意思決定支援に関する研修の位置付け等についても今後検討を進めたい。